

千葉県銚子市沖における協議会（第5回）

漁業との協調・共生・振興のための 基金に係る報告

令和7年3月28日

旭市〔海匠漁業協同組合〕

旭市漁業振興基金の概要

〔旭市〕

1 設置

旭市漁業振興基金条例（令和4年9月29日条例第15号）により設置

2 経緯

銚子市沖洋上風力発電に関する発電事業者から拠出される出捐金について、漁業の振興に資する事業の財源に充てるため、必要な事項を定めるものとして条例を制定。

3 目的

本市の漁業の振興に資する事業の財源に充てることを目的とする。

4 活用委員会

旭市漁業振興基金活用委員会設置要綱に基づき、旭市漁業振興基金の活用について協議し、意見を聴取するため、活用委員会を設置。事務局として市農水産課が委員会の庶務を処理。

○所掌事務

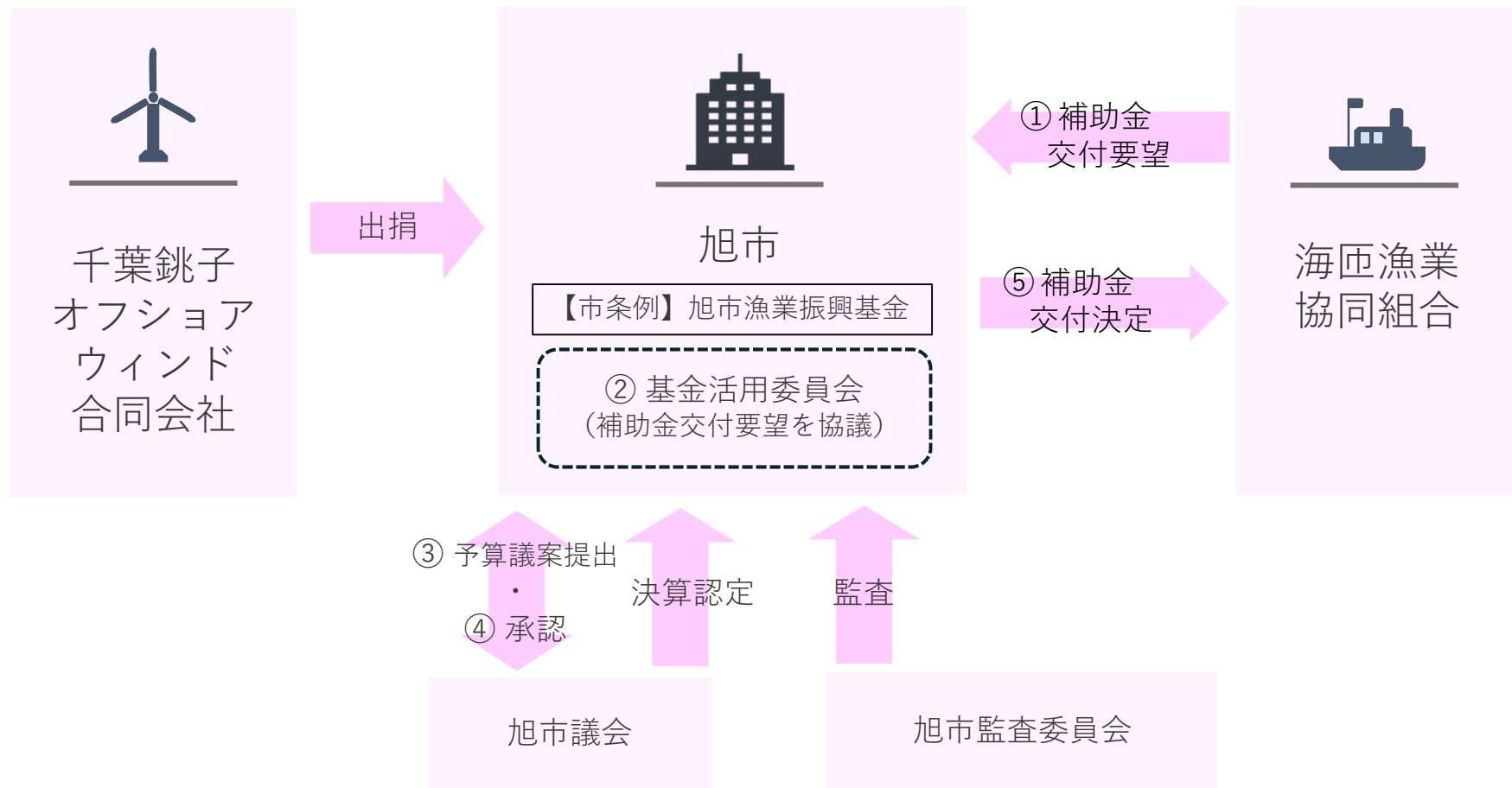
- ①基金の活用方法の検討に関すること。
- ②基金を活用した事業の経費の算定に関すること。
- ③その他基金の活用に関し、委員が必要と認める事項。

○委員構成

海匠漁業協同組合、千葉県漁業協同組合連合会、千葉県、旭市からなる6名で構成。

旭市漁業振興基金の枠組み [旭市]

1 フロー



旭市漁業振興基金の枠組み [旭市]

2 仕組み

- 市が条例により設置・管理する基金に、発電事業者が出捐金を拠出する。
- 海匠漁業協同組合（以下、「漁協」という。）が基金を活用して実施する事業について、市に補助金の交付要望を行う。
- 市は、漁協からの交付要望について、市が基金の活用について検討するために設置する「旭市漁業振興基金活用委員会（以下、「活用委員会」という。）」で、基金活用の適正等を検討する。
- 「活用委員会」の検討結果に基づき、市議会に予算議案を提出し、承認を受ける。
- 基金からの支出については、市議会で決算認定、市監査委員会の監査を行うことで透明性を確保している。

共生策の実施状況 [旭市]

令和4年度（実績額）

収入	事業者出捐額	20,000千円
----	--------	----------

支出	事業費合計	0千円
----	-------	-----

[取組]

実績なし

次年度繰越額	20,000千円
--------	----------

共生策の実施状況 [旭市]

令和5年度（実績額）

収入	事業者出捐額	20,000千円
	前年度繰越額	20,000千円

支出	事業費合計	6,483千円
----	-------	---------

[取組]

漁業との協調・共生・振興の取組	6,483千円
-----------------	---------

主な事業

- 組合員支援 3,193千円
漁船保険料補助（補助率：7/10）
- 施設整備・補修 3,290千円
海匠漁業協同組合匠瑳支所改修（補助率：5/10）

次年度繰越額	33,517千円
--------	----------

共生策の実施状況 [旭市]

収 入

	出捐金	その他
令和4年度	20,000千円	
令和5年度	20,000千円	
計	40,000千円	
合 計①	40,000千円	

支 出

	事業費
令和4年度	0千円
令和5年度	6,483千円
合 計②	6,483千円

残 額 (①－②) 33,517千円